

平成 26 年 6 月 18 日開会
平成 26 年 6 月 19 日閉会

平成 26 年
第 2 回定例会会議録
(2 日目)

小豆島町議会

開議 午前10時56分

○議長（森口久士君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前10時56分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、健康づくり福祉課長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 昨日の鍋谷議員からの2点の質問に対してご説明を申し上げたいと思います。

まず1点目、ひとり親家庭等医療費支給制度について、医療費の助成の方法を現行の償還払いから現物給付にできないかということだったと思いますが、香川県下12市町の実施状況を確認いたしましたところ、現在は全市町で償還払いとなっておりますが、そのうち高松、丸亀、善通寺、直島、宇多津の3市2町におきましては、ことし8月診療分より現物給付となる予定です。また、7月には、国保連合会が県内の全市町を対象として医療費の現物給付に関する説明会と意向調査を実施するとのことでした。

これらのことから、今後ひとり親家庭等医療費支給制度における医療費助成の方法につきましては、県内の他市町の動向を見ていきたいと思っております。

2点目の重度心身障害者等医療費支給制度について、今回の制度改正に合わせて、以前医療費助成の対象であった身障手帳4級の所持者も対象とならないかということだったと思いますが、この重度心身障害者等医療費支給事業は県の補助事業でございます。平成20年度の県の制度改正により、65歳以上で新規に重度の心身障害者となった者については本事業の対象外となったため、重度障害者と軽度の障害者の間で医療費助成において不均衡が生じるとの理由により、町単独事業の対象者であった身体障害者手帳4級及び療育手帳Bの所持者につきまして

は、本制度の対象から外れることとなりました。

このたびの制度改正は、本制度の対象者である身体障害者1級、2級、3級及び療育手帳㊤、A、Bの方に対する経済的負担の軽減と福祉の向上を目指して実施するものでありますので、現在は対象外である身障手帳4級所持者に対する医療費助成につきましては、現行のまま実施することをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） それでは、日程に入ります。

お諮りします。

日程第1の議案第38号、議案第39号に対する総務建設常任委員会の審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、付託された2つの議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第1の議案第38号、議案第39号に対する総務建設常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第38号、議案第39号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第38号、議案第39号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月18日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

委員会開催年月日。平成26年6月19日。

審査の経過。担当課から説明を受けた後、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。

件名及び審査の結果。

1. 議案第38号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例について、原案どおり可決すべきものと決定した。

2. 議案第39号海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例について、別紙のとおり修正案を付し、可決すべきものと決定した。

修正部分。別紙の最後のページになります、赤字のところです。

(その他) 第10条、町は坂手港以外の町内各港における振興を検討するものとするという修正案を付しました。以上です。

○議長(森口久士君) 委員長報告が終わりました。

議案第38号、議案第39号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井委員。

○9番(安井信之君) 議案第39号においては、条例の題名というか、海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例というふうな部分に関しては別に異議はないところですが、主文の中である地域、坂手港、また提案理由による坂手港というふうな部分があり、附則の第10条を入れたとしても、条例の性質上、地域限定というふうな形になってきている部分があると思いますが、その辺の議論はどういうふうになっておりますか。

○議長(森口久士君) 5番谷委員長。

○総務建設常任委員長(谷 康男君) ご指摘のとおり、議案第39号の海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例につきましては、坂手港以外の各町の振興もあわせて検討すべきという意見が各委員から出され、各委員からも修正の必要があるという意見があったため、10条として町は坂手港以外のという、検討するものとするという条文を追加したという経過になっております。

○議長(森口久士君) よろしいですか。1番大川議員。

○1番(大川新也君) それに関連しますが、今回のこの条例の出し方自体が、坂手限定というふうなこの条例を、先ほど来、総務建設委員会を傍聴しておりましたが、そんな条例であるというふうな、条例の出し方自体が逆ではないかなと私は思います。まずは、海の道、アートを生かす地域活性化、これは小豆島町全体を指して、その中で今回は坂手港のことに関してというふうな、そういうふうな方法、逆の方法じゃないかなと。今回の条例は、まずは坂手ですよ。それで、委員会で審議した結果、ほかもやりますよというふうな、こういうふうな

ことでは、少しちょっと住民の方に認めてはもらえない、えっ、坂手だけの条例かというふうなことになると思いますので、そのあたりの経過はどういうふうになったかわかりませんが、性質的に言いますか、そういうようなものは大きいものを決めて、今回に関してはここに該当するというふうな方法のほうが条例としてはいいのではないかなと思いますが、そのあたりをちょっと。

○議長（森口久士君） 谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） これはきのう提案されたもので、きのうの時点でいろいろ質疑もあったかと思うんですが、この内容につきましてこの原案のとおりで委員会として付託を受けたものでありますので、私からの意見としましては執行部のほうに再度答弁をお願いいただくかという形で、私としての意見は差し控えさせていただきます。

○議長（森口久士君） ただいま委員長のほうからありましたが、議案の内容につきましてはそのきのうの質疑はきのうの本会議で終わりました委員会付託を受けておりますので、今の質問については少し答えられないのではないかなと思いますが。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 委員会の付託を受けて、先ほどあった総務建設委員会で審議して、その内容がまた新たにわかってきたんですから、その辺りで私はそういうふう考えたんで、付託を受けたからそれへの回答を委員会に任せてその回答はできないというのはおかしいのではないかなと思いますけど。

（「議長、ちょっと暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時13分

○議長（森口久士君） 再開します。

ただいまのことにつきまして、谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 先ほどのご質問の中でですが、私は総務建設常任委員会の委員長として付託された議案の審議の経過と結果を報告いたしました。その中で、各委員の中から出された坂手港以外の町内各港の振興もあわせてという意見がありましたものですから、それを追加条文として別紙のとおりという形で、修正案を付して可決したという報告をさせていただきました。

条例の内容につきましては、きのうの本会議でも質問もございました。本日の委員会でもいろいろ質問があった中で、私としての答弁ということは立場上できないのではないかと思います。

○議長（森口久士君） 大川議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第38号、議案第39号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第2、議案第38号、議案第39号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第38号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第39号海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例についてに対する委員長の報告は修正案を付して可決です。

まず初めに、修正案の部分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号の修正案の部分については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は先ほど言いましたように、海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例というふうな部分に関しては賛成ですが、条例の全般、主文におきまして地域限定している中で、10条による各港というふうな部分を入れても、この条例自体が地域限定というふうな形の条例になってしまっているように受けとれるような条例ですんで、その辺は訂正する必要性はあるのかなと思いますんで、今の状態での条例、議案の部分に関しては反対したいと思います。

○議長（森口久士君） ほかに討論ありませんか。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 先ほども申し上げましたように、この条例案についての各委員のご指摘により10条を付したわけですので、この10条を可決することによって議案第39号の意味といいますか、それが各委員の指摘のとおりそれでカバーできるのじゃないかと思いますが。

○議長（森口久士君） それでは、起立によって採決をいたします。

議案第39号の修正案部分について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、修正案の部分については可決されました。

次、議案第39号海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例について、ただいま修正案可決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 先ほども言いましたが、条例というふうな部分は、ある程度町の法律的な部分があります。町全体を考えた部分での一番最初の、その海の道を活かし、アートや文化による地域を活性化する条例という、その文言は別に問題はないと思いますが、主文の中にあります地域を入れたというふうな部分で、その辺を削除できるようでありましたらあれですけど、このままの条例の部分に関しては反対したいと思います。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 議案第39号の文面に対してですが、昨日の執行部の答弁にもありましたように、坂手に限定という形は出てるんですが、これはいわゆるモデルケースとしてのという意味合いでありまして、ひいては町全体ということ

になっているはずですが。だから、そういう面において、その坂手の文言が云々というよりも、小豆島全体のことを考えての坂手という解釈でいいのではないかと思います。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 私は賛成の立場で物を言います。

産みの苦しみというのがあると思うんです。もう確かに疲弊してますんで、いろんなことをやっていかななくてはならないと。もちろんその中で意見が出るというのは僕はいいと思いますんですけども、小豆島の疲弊度を考えると海の道といいますか、坂手港に限定するわけじゃないという理解が強まったと思いますんで、私は賛成でございます。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

議案第39号、修正議決部分を除く原案について、起立によって採決を行います。

賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第39号、修正議決部分を除く原案については委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に、議員派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。

議員派遣については、会議規則第119条の規定により議会議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派



遣することに決定されました。

~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第4及び日程第5の閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成26年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員